

○飯塚市重度障がい者寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第20号

改正 H26-78

(趣旨)

第1条 この告示は、在宅の重度障がい者に対し、その者が使用する寝具の乾燥及び洗濯(以下「事業」という。)を行うことにより、保健衛生の維持向上を図るとともにその運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、飯塚市とする。ただし、事業の目的を達成するために必要な場合は事業の運営について対象世帯、サービス内容及び費用負担区分の決定を除き、寝具の乾燥及び洗濯を業とする者(以下「業者」という。)に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、本市に居住する者であって次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障がい者手帳の1級又は2級の者で上下肢、両下肢又は体幹機能障がいのあるもの
- (2) 療育手帳のA判定のもの
- (3) 精神保健福祉手帳の1級又は2級のもの
- (4) 前号と同程度以上の障がいをもつ者又は同号と同程度以下の障がいをもつ者であっても、住宅環境等の事情及び同居の家族が高齢者や単身世帯等の事情により寝具の乾燥ができない状況にあると判断されるもの

(実施方法)

第4条 事業利用を希望する者(家族又は当該障がい者の近隣に在住する者(民生員等)でも可)は、寝具乾燥及び洗濯事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは寝具乾燥及び洗濯事業利用調査票(様式第2号)により利用の可否を決定し、その結果を寝具乾燥及び洗濯事業決定通知書(様式第3号)により申請者及び委託業者に通知するものとし、却下した場合は寝具乾燥及び洗濯事業却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 事業の実施は、当該障がい者が現に使用している寝具類とし原則として障がい者

1人当たり別表に定めるとおりとする。

- 4 この事業の利用料は、1回につき乾燥の部280円、洗濯の部940円とする。ただし、生活保護世帯については、1回につき乾燥の部140円、洗濯の部470円とする。
- 5 本市は、民生委員、社会福祉協議会、町内会長、その他関係機関、団体及び近隣者等地域社会の理解と協力を得て実施運営を行う。
- 6 利用者は、この事業の必要がなくなったときは、寝具乾燥及び洗濯事業利用辞退届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、その提供を取り消すものとし、取り消した場合は、寝具乾燥及び洗濯事業提供取消通知書(様式第6号)により利用者及び委託業者に通知するものとする。
  - (1) 氏名又は住所を変更したとき。
  - (2) 死亡し、又は市外へ転出したとき。
  - (3) 入院等により継続して利用しなかったとき。
  - (4) 利用者からの利用辞退の届出があったとき。
  - (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(適用)

- 2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る事業に適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の飯塚市重度障害児(者)寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱(昭和51年飯塚市告示)又は穂波町寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成13年穂波町) (次項においてこれらを「合併前の要綱」という。)の例による。

(経過措置)

- 3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年3月25日 告示第78号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(H26-78全改)

		乾燥		洗濯	
利用回数上限		1回/月		2回/年(7月及び12月)	
		事業内容	利用上限枚数	事業内容	利用上限枚数
寝具の種類	敷布団	乾燥、脱臭、消毒処理	2枚	洗濯、乾燥、脱臭、消毒処理	2枚
	マットレス		1枚		1枚
	毛布		2枚		2枚
	洋布団		2枚		2枚
	掛布団		2枚		2枚
	枕		1個		

様式第1号(第4条関係)

寝具乾燥及び洗濯事業利用申請書

第 年 月 日 号

(あて先)飯塚市長

住所  
氏名  
電話

飯塚市重度障がい者寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱に基づき、次のとおり寝具の乾燥及び洗濯を申請します。

- 1 希望する理由
- 2 対象者の身体状況
- 3 世帯員の状況

氏名	続柄	生年月日	職業	課税状況	備考

- 4 寝具の保有状況

寝具の種類	保有枚数	申請枚数	備考
掛け布団	枚	枚	
敷布団	枚	枚	
毛布	枚	枚	
マットレス	枚	枚	
枕	枚	枚	
洋布団(夏用)	枚	枚	

様式第2号(第4条関係)

寝具乾燥及び洗濯事業利用調査票

調査日 年 月 日 調査員 印

氏名		生年月日	・	・	年齢	歳
住所	飯塚市					
世帯員の状況	氏名	年齢	続柄	職業	課税状況	備考
障がい者手帳						( の 級)

※ 生活保護適用世帯は、課税状況欄に生保と記入すること。

1 住居の状況

- (1) 自家 (2) 民間借家 (3) 県・市公営住宅 (4) 借間 (5) その他

2 住居環境

- (1) 最も近い隣家との距離\_\_\_\_\_m  
 (2) 最も近い公衆電話のある場所との距離\_\_\_\_\_m  
 (3) 日常生活を営む上で病院、買物、交通の便等全体的に環境利便は  
 ①大変良い ②良い ③普通 ④悪い ⑤大変悪い

※ 大変悪い又は悪いに該当する場合はその理由

.....  
 .....  
 .....  
 .....

3 健康状態

- (1) 持病あり(病名 \_\_\_\_\_ ) (2) なし  
①重い症状 ②中程度 ③軽い

4 通院状況

- (1) 通院中(病院名 \_\_\_\_\_ ) (2) していない  
(3) この疾病のため過去入院したことがある

5 介護の状況

- (1) 常時受けている (2) 必要がない  
※ 主に誰が介護しているか  
続柄 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

6 別居している扶養義務者の状況

- (1) 最も近距離の扶養義務者  
続柄 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
※ この扶養義務者との日頃の交際は、(ある ・ なし)

7 寝具乾燥及び洗濯の必要性(判定)

- (1) 必要である  
(2) 不要である

---

---

---

---

様式第3号(第4条関係)

寝具乾燥及び洗濯事業決定通知書

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長 印

標記については、次のとおり決定しましたので通知いたします。

1 対象者

住 所  
連絡先

2 提供開始月

年 月 から

様式第4号(第4条関係)

寝具乾燥及び洗濯事業却下通知書

第 年 月 日  
号

様

飯塚市長

印

標記については、次のとおり却下しましたので通知いたします。

- 1 対象者  
住所  
連絡先
- 2 却下理由

様式第5号(第4条関係)

寝具乾燥及び洗濯事業利用辞退届出書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

氏 名

住 所

標記については、次の理由により辞退いたしますのでお届けいたします。

1 理由

様式第6号(第4条関係)

寝具乾燥及び洗濯事業提供取消通知書

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長 印

標記については、次のとおり利用を取り消しましたので通知いたします。

1 対象者

住所  
連絡先

2 提供取消日

年 月 日( )から

3 理由